

無役地事件再考

矢野達雄

目次

はじめに

- 一 無役地事件の経過
- 二 史料の再発掘
- 三 裁判闘争としての無役地事件
- 四 無役地事件の評価をめぐって
むすびにかえて

はじめに

明治年間、愛媛県の南予地方一帯を巻き込んだ「無役地事件」とよばれる訴訟事件があった。

「無役地事件」の研究をリードしてきたのは、近代史文庫⁽¹⁾である。特に、『愛媛近代史料 第五輯―明治前期農民運動史料 無役地事件』⁽²⁾は、本事件に関する史料を網羅したもので、研究の基礎的条件を提供した。また機関誌『愛媛近代史研究』や同文庫編著『愛媛資本主義社会史』に、無役地事件に関する研究論文を掲載し、研究の水準を引き上げてきた。三

好昌文「明治維新时期における階級闘争―土地所有をめぐる農民闘争」⁽³⁾、青野春水「無役地事件覚え書き」⁽⁴⁾などがそれである。私も「庄屋拔地訴訟と無役地事件―自由民権運動との係わりを中心に」⁽⁵⁾と題する論考を『愛媛近代史研究』に掲載したが、中予の庄屋拔地事件の検討に重きを置いたもので、無役地事件の分析については、先学の成果を踏襲したに過ぎない。

しかし当時から、約三〇―四〇年が経過した。無役地事件については、これら貴重な研究成果から汲み取るとともに、新たな観点からその位置づけを考え直して見る必要があるのではないだろうか。私はこの間、前記史料集に収録されていない判決等の発掘に努めるとともに、これまでとちがった観点から同事件をふりかえる作業を続けてきた。これによって、同事件の新たな像を描いてみる事ができるのではと思つたからである。

一 無役地事件の経過

「無役地事件」とは、そもいかなる事件であつただろうか。

江戸時代、一村の庄屋役を担当する者に役地（または役俸地）が給されるのは、全国的に見られる現象であつた。伊予においては、松山藩・今治藩に、「庄屋拔地」と呼ばれる土地があつた。これに対して、宇和島藩・吉田藩の庄屋役地は「無役地」と呼ばれた。無役地という名称は、この土地については、本年貢を納める必要はあつたものの、その他の諸役・雑税を免除されること⁽⁶⁾から由来すると言われている。弘化年間から、「庄屋家督」とも呼ばれるようになった。

明治維新後、旧庄屋と村民の間で、この土地の帰属をめぐる激しい闘いが勃発した。明治一〇（一八七七）年くらいからもつとも遅いもので明治三六（一九〇三）年頃まで、ほぼ明治年間を通して闘われた。この一連の訴訟事件が、無役地事件である。

明治年間を通じて南予一帯を揺るがした無役地事件について、その経過をふりかえることからはじめよう。

(1) 世直し一揆―無役地処分段階

無役地事件は、明治初年の世直し闘争において無役地の廃止とその共有地化が要求されたことに端を発する。

明治三(一八七〇)年、宇和郡一体で世直し一揆が勃発した。野村騒動・三間騒動などよばれる一揆の中、農民たちの要求の中に庄屋層の特権剥奪、なかならず無役地の一村共有地化の要求があった。宇和島藩は、明治三年一二月、庄屋の世襲を廃止するとともに、庄屋家督地の引揚を決めた。一揆の要求をある程度反映させた処置と言えよう。⁽⁷⁾

翌年になって、宇和島藩は三月に、「庄屋家督地」(庄屋無役地のこと)の四割を旧庄屋に返還することを指令した(以下この処分を「四・六分割」とよぶことがある)。

一 旧来村浦庄屋共ノ役分ニ属シ居候諸役免除ノ地、家督今般庄屋世襲廃止候ニ付総テ引揚可申所左候テハ難渋可立至モ難計ニ付、憐憫ノ筋ヲ以テ引揚高ノ内四歩通従来ノ旧庄屋へ相渡シ六分通差配共ノ給ニ配當為致、尤諸役ハ夫々上納申付候、此段改正ニ及ヒ候事

明治四年四月

宇和島藩

旧藩時代庄屋の所持地はすべて無役地であったので、これをすべて引き揚げられると、旧庄屋は自家の維持すら難渋と

なる。これを慮つた処置であつた。⁽⁸⁾

明治四年の廢藩置県によつて、旧來の藩体制は崩れ、全国三〇二藩はそのまま三〇二県となつた。宇和島藩も宇和島県に替わつた。初代宇和島県権令として赴任したのは名古屋県士族間島冬道であつた。間島は、明治五(一八七二)年四月四日に至り、藩に留保されていた庄屋家督地六分を旧庄屋に返還するべき旨を達した。⁽⁹⁾ さきに返還された分を含めて無役地のすべてが旧庄屋に返還されたのである。

一 持分ノ田畑近年六分通旧県ニ於テ取揚置候分吟味ノ上今般返シ遣候事

但諸役掛ノ物ハ並ノ通相勤候事

一 当時免役ノ庄屋共家督前条同様ニ相心得可申且代リ相勤居候者エ役給免役ノ庄屋ヨリ追テ差図迄相渡置可申事

一 役宅自今廢シ可申取片付ノ儀ハ村中申合次第可取計事

但時宜ニ寄り其儘差置度向ハ其旨可申事

明治五年四月四日

宇和島県

明治六(一八七三)年、神山県(宇和島県の名称変更)および石鉄県(松山県の名称変更)の両県は合併して愛媛県が誕生し、その参事に江木康直が就任した。誕生したばかりの愛媛県も、こと無役地の処置については、無役地の全面的庄屋所有を認めた宇和島県の措置を踏襲した。

愛媛県は、旧宇和島藩管下の組頭家督や横目給畑などの役地については一村共有とする達を指令し（明治七年五月二七日）¹⁰、また旧石鉄県下の庄屋拔地についても村民共有を原則とした（明治七年五月七日番外達）¹¹）ので、これらと比較しても、異例の方針を貫いたのである。

（2）初期行政訴訟段階

農民たちは、無役地の旧庄屋への全面返還に納得できなかった。東宇和郡東多田村・西宇和郡宮内村・宇和郡舌間浦の農民たちは、農民側を原告とし愛媛県を被告として、上記決定に対する処分不服の行政訴訟を提起した。総代としてこれら一連の訴訟を率いたのは、市村敏磨および二宮新吉の両名であった。

まず、明治一〇（一八七七）年七月に東宇和郡東多田村農民が市村敏磨を総代とし、愛媛県令岩村高俊を被告として、大阪上等裁判所に処分不服の訴訟を提起したが、同一一月原告敗訴の判決があった。

同一一（一八七八）年三月には、舌間浦人民が市村敏磨・萩森安治・岡軌光を総代として出訴し、また宮内村人民が市村敏磨・二宮新吉を総代として大阪上等裁判所に出訴した。宮内村事件については、明治一二（一八七九）年一月三十一日大阪上等裁判所で判決があり、原告敗訴であった。舌間浦事件については、判決月日は明らかではないものの、やはり一二年中に原告敗訴の判決があった。

宮内村事件については、同一二年三月、市村敏磨・二宮新吉を総代として大審院に上告した。同年七月一二日、大審院において却下の判決（担当―関義臣・北畠治房・伴正順）があった。「その筋の中稟を経て裁判を与えたものだから、大審院において受理の限りでない」というのが理由であった。

判決に納得できない農民側は、管轄行政庁から「添翰」が裁判所に提出されれば、裁判が進行できるとの理解のもとに、明治一三（一八八〇）年七月、七三か村総代として市村敏磨ら一〇名を選出し、管轄庁（大蔵省・内務省）へ「添翰願」を提出した。当時の内務大輔品川弥二郎は農民たちの働きかけに理解を示したと伝えられる。

しかし、品川弥二郎が農商務省に転任となり、事態は一変した。明治一四（一八八一）年四月六日、内務卿松方正義から「嘆願の趣聞届難」と指令があった。のみならず、以後宇和郡農民に対する弾圧が相次いだ（上京委員ら三八名を拘置）。事態を悲観した二宮新吉は、一月二日宮内村の自宅で、「銃に火し咽喉を貫きて」自殺した。⁽¹⁴⁾

（3） 対旧庄屋—民事訴訟段階

一連の行政訴訟が敗訴に終わった段階で、今度は旧庄屋を被告に据え民事訴訟を提起することで運動関係者の意見は一致していた。しかし、官憲に重要証拠を押収されたままであり、このままでは闘えないとするのが市村敏磨らの意見であった。

だが、三村の農民たちは、訴訟の提起を急いだ。このように農民たちが市村ら主導者と一線を画して独自に提起したが、この時期の訴訟の特徴である。

明治一五（一八八二）年九月、東宇和郡保田村・東宇和郡予子林村・北宇和郡清水村三村の農民はそれぞれの村の旧里正庄屋たち、すなわち大野常一郎（予子林村）・玉井安蔵（清水村）・赤松忠次郎（保田村）を相手どって共有権回復訴訟を提起した。

三村の訴訟は、同時に進められ、第一審、控訴審、上告審とも判決言渡しは三村同時であった。第一審は、同年一二月

二五日、松山始審裁判所宇和島支庁で判決があつた。判決言渡し当日の模様を、「役地事件一夜説」¹⁵はつぎのように伝えている。

該裁判言渡し当日は強風雨なりしも毫も厭ふことなく遠近の熱心家無慮一千三百名傍聴出頭し、審廷は勿論門内立錐の余地なきに至る、最も四郡端々よりは二三日前出張し町宿につき、何となく形勢とうくたり。……然るに裁判所には予め巡查数十名を請集し審廷内外を警備して不慮の準備をなせり。然れども原告敗訴の申渡を聞くや血氣粗暴のものありて、玻璃窓を破碎し、出門するや否や慢りに発声し、憤怒の状を現出したりと云ふ。¹⁶

このように傍聴人が騒いだのは、事前に「裁判所長判事吉本祐雄氏裁判状草案をば郡長竹場好明氏、牧野純藏氏、清家信篤氏、都築秀二氏等へ示し、其字句の如きも望みにより改冊訂正し、以て浄書の上尙密かに一読せしめたりとの巷説」¹⁷が流れていたからであるとされる。

控訴審は、大阪控訴裁判所に舞台を移した。明治一六（一八七九）年一月二十九日、同裁判所で言い渡された判決も、原告の主張を排斥し、控訴を棄却した。この判決についても、「役地事件一夜説」はつぎのように伝えている。

此判決たるや初め専理官判事犬飼巖磨氏は原告権利の案件なりしも、所長児島惟謙氏の異論に辟易し、一步を退きて再案を提するも尙亦所長の意に満たずして最後に立てたる案件なりしと言ふ。

尤も其虚実は証せざれども世に唱ふる所なれば蓋し捉影捕風の浮説とも思われず、且此申渡し当日は午前八時の

喚召にして午後一時三十分の言渡しなりしが是亦後の風説によれば犬飼氏の裁判案に対し、其連判者の一人なる判事長安道一氏は原告の要求大に理あるべきことを陳述して該敗訴の案に服せず、到底其の調印を拒みたりしが、所長児島惟謙氏は臨機同氏を退け以て更に判事後藤広賢氏へ調印致させ裁判申し渡さるゝに及びて如斯紛議に時間を費したるものなりし由。⁽¹⁸⁾

今日流に言うと、大阪控訴裁判所長、児島惟謙の裁判干渉ということになる。児島自身宇和島藩出身であり、旧庄屋層に縁戚を多く有していた⁽¹⁹⁾ことが、かかる噂が流布した背景としてあった。

農民側は、明治一七(一八八四)年二月一四日大審院へ上告したが、七月二日、大審院は三村の上告を棄却した。

(4) 民事訴訟・行政訴訟並行段階

明治一八年から二五年まで、北宇和郡長谷村の農民たちの闘いが続けられた。民事訴訟で敗れたあと農民たちはあくまで闘いを止めず、行政訴訟を提起したことが、本件の特徴である。

すなわち、北宇和郡長谷村の農民たちは同村の旧庄屋を相手取って、松山始審裁判所宇和島支庁に出訴したが、明治一九(一八八六)年三月二二日原告敗訴の判決があった。農民たちは控訴したが、同年一二月一五日、大阪控訴裁判所で、原告敗訴の判決があった。

農民たちは、民事訴訟の敗訴後も闘いの方途を求め、行政裁判所に提訴した。当時の愛媛県知事勝間田稔は、県の過去の行政処分可否を問う行政訴訟の提起に、敗訴の事態もありうると、相当の危機感を抱いたものと思われる。同県属近

藤善次をして周到な準備をさせていることが、残された記録から判明する。⁽²⁰⁾しかし、明治二五（一八九二）年三月七日、行政裁判所判決でも原告たちの要求は容れられず、敗訴となった。

敗訴につぐ敗訴で、南予の農民たちも、さすがに意気消沈したことであろう。しかし、明治二四（一八九一）年五月二五日、大井憲太郎⁽²¹⁾が来宇した。大井は、無役地事件について、闘い方によっては勝訴の可能性もあると述べたので、南予の農民たちも久しぶりに意気があがった。

東宇和郡中川村大字清沢の農民たちは、大井憲太郎を代言人として松山始審裁判所宇和島支庁に訴えを提起した。第一審で敗訴した農民たちはさらに控訴したが、明治二五（一八九二）年六月一日大阪控訴院で原告敗訴の判決があった。結局、大井憲太郎らの援護をもってしても原告農民たちの言い分を裁判所に認めさせることはできなかったのである。

(5) 最後の一燼―岩木訴訟段階

明治二五年の行政訴訟敗訴によって、無役地事件全体の推移はもはや決着がついたとの感がある。しかし、実際には闘いはまだまだ継続していたのである。

東宇和郡笠置村大字岩木において、明治三五（一九〇二）年～同三六（一九〇三）年頃まで訴訟事件が継続していたことが確認できる。本事件の控訴審も、やはり原告側敗訴であった。この事件は、大審院に上告され、最後は行政訴訟まで発展したのではないかと推測されているが、その点はいまだ確認できていない。⁽²²⁾しかし、現在判明しているかぎりでは、やはり本事件も農民たちの不利に推移したといえるだろう。

以上が、無役地事件のおおざっぱな経過である。

二 史料の再発掘

(1) 近代史文庫編『愛媛近代史料—無役地事件』採録の史料

これまで、無役地事件に関する研究は、近代史文庫『愛媛近代史料No17 明治前期農民運動史料第五輯—無役地事件』（以下『愛媛近代史料』とよぶ）に収録された史料に依拠してきた。同史料集は、以下の史料群に依拠している。

第一は、愛媛県行政史料である。具体的には、『地理雑書』、『庶務雑書』、『莊屋無役地事件』、『諸御用留帳』、『国史稿本』、『県政事務引継書』、『国史下調査』などの題目の冊子に所収された史料である。これらはもともと愛媛県庁に保存されていたものであるが、現在は愛媛県立図書館に所蔵されている。

第二は、徳田三十四『市村敏麿翁の面影』（黒瀬川村教育委員会史蹟刊行会、一九五五年）である。同書の記述及び、同書に引用された「東京自由新聞」（明治一七年一月三日〜五日付）、「役地事件一夜説—一名訴訟失敗鶏肋談」などは、新聞記事や当事者の記憶談であるが、無役地事件の全貌を伝える貴重な資料である。

その他、図書館蔵史料や個人蔵史料⁽²³⁾、なども収録している。

(2) 新たな判決史料の発掘

ところで、無役地事件のように法廷で争われた事件については、判決文が最も基本的な史料となることについては、異論はないであろう。しかしながら訴訟提起があったことは判明しているにもかかわらず、『愛媛近代史料』には判決文が収録されていない無役地事件が存在する（この点については、本論文末の判決リストを参照）。これは、『愛媛近代史料』

が前記のような史料群に典拠を求めていたためであろう。

判決原本は、判決裁判所に保管されるときにも、控訴審および上告審の判決は訴訟が終結したあとその謄本が第一審裁判所に送られ、同所に保存されるのが常態である。この点からすれば、宇和島の裁判所において判決を搜索するのが最も早道であろう。しかしながら、松山地方裁判所宇和島支部は戦災で全焼したため、同裁判所保管の戦前の裁判記録はすべて烏有に帰したと伝えられている。これは、判決記録をできるかぎり収集しようとする立場からすれば、決定的な困難である。かような困難を克服して、まだ知られていない無役地事件判決を復元することは可能であろうか。

私はこれまで、以下のような方法に依りながら、上記史料集に収録されていない無役地事件判決の発掘に努めてきた。その一は、大審院判決の探索である。無役地事件の大審院判決は『愛媛近代史料』に収録されていないものが多い。これに関しては、『明治前期大審院民事判決録』（覆刻版・三和書房、一巻〜一三巻Ⅰ、一九五七年〜一九七六年）などを利用しながらいくつかの判決を入手することが可能である。

第二は、「民事判決原本データベース」の活用である。貴重な歴史資料たる民事判決原本が廃棄の危機を乗り越え保存の方途が講じられ、同データベースが作成されるに至った経緯²⁴⁾については割愛する。現在同データベースは、国際日本文化研究センターから公開されている。これを利用すると、全国各裁判所に保管されていた明治二三年までの判決原本であれば、キーワード入力により検索できることになった。これによって無役地事件の判決も、大阪上等級裁判所・同控訴裁判所などに上訴された事件について、判決を閲覧することが可能である。

ところで、上記データベースは、明治二四年以降については整えられていない。したがって同年以降の判決については、別途方法を講じなければならぬ。私は幸い、現在広島大学で一時保管中の広島控訴院判決原本を閲覧させていただく機

会を与えられた。これによって、明治三〇年の北宇和郡明治村事件、明治三六年の東宇和郡笠置村大字岩木事件の控訴審判決⁽²⁶⁾を入手することができた。

また、行政裁判に訴えた事件については、『行政裁判所判決録』（行政裁判所蔵版、第一巻・明治二三年―第八七巻・昭和二二年、文生書院覆刻、一九八九年）も参照した。

（3） 小野武夫『日本村落史考』引用判決について

戦前の農政学者として著名な小野武夫は、『日本村落史考』に収録された「無役地事件の判決」において、六つの事件・一〇の判決を引用している⁽²⁷⁾。しかし、事件名・当事者名などは省略している。当事者名の確定は困難であるが、係争地については判決文中から推定することが可能である。

小野『日本村落史考』に掲げられている無役地事件関連の判決は以下の通りである。うちゴチックで記しているのが、『愛媛近代史料』には登載されていないため、これまで検討されてこなかった事件または判決である。なお、傍線を引いたものは、筆者が広島控訴院判決原本によって確認し得たものである。

① 第一事件（宇和郡宮内村事件と推定）

明治一二年一月 大阪上等裁判所判決

② 第二事件（北宇和郡保田村事件と推定）

（イ） 明治一五年一二月 宇和島始審裁判所判決

(ロ) 明治一六年一月 大阪控訴裁判所判決

③ 第三事件〔東宇和郡長谷村事件と推定〕

(イ) 明治一九年六月 松山始審裁判所宇和島支庁判決

(ロ) 明治一九年二月 大阪控訴院判決

④ 第四事件〔西宇和郡伊方浦山田事件〕

明治二四年二月 松山地方裁判所宇和島支部判決

⑤ 第五事件〔北宇和郡明治村事件〕

(イ) 明治三〇年三月 松山地方裁判所宇和島支部判決

(ロ) 明治三〇年六月 広島控訴院判決

⑥ 第六事件〔東宇和郡笠置村大字岩木事件と推定〕

(イ) 明治三五年 松山地方裁判所判決

(ロ) 明治三六年四月 広島控訴院判決

小野は、これらの判決文をいかにして入手したのであるうか。小野はすでに本書に先がけて、「旧宇和島藩の鬪持制度」(大正二三年三田『史学』掲載)を著している。小野は当事者からの聞き取りおよび資料提供にもとづきこの論考を執筆しているのであるが、聞き取り対象者は、原告側よりも被告(旧庄屋)側に属していた人物であることが推測できる。判決文の引用が「判決理由」のみの引用にとどまり、当事者の住所・氏名等をカットしているのもそのあたりの配慮から

るのである。

いずれにしても、第四事件・第五事件は、『愛媛近代史料』にはまったく反映されていない判決で、貴重である。無役地事件がかなりの規模と広がりをもった事件であったことに、改めて思いを致さざるをえない。

以上のように、史料集に収録していない無役地事件関係判決をかなり入手することができた。この判決全文の紹介は別の機会に委ね、同事件の位置づけについて、章を改めて考察してみよう。

三 裁判闘争としての無役地事件

無役地事件は、これまで階級闘争・人民闘争の観点でとらえられてきたように思う。すなわち、原告農民層とそれに対峙した被告旧庄屋層および旧庄屋層を援護した地方行政体（県）との闘いという構図である。そしてこの観点から、無役地事件闘争と自由民権運動の関係などが問題とされてきた。これはもちろん重要な論点であり、あとで取り上げたい。

私は、これを「訴訟事件・裁判闘争としての無役地事件」という観点から捉え直したいと考える。すなわち裁判の勝敗に着目するだけでなく、判決の論理過程（原告告や判決がいかなる主張を展開したか）、また論証過程（それがどのような証拠に支えられていたか）にも注目したい。

そのほか訴訟主体の人的側面、すなわち両当事者、裁判官、代言人・弁護士などの出自や経歴等をはじめ、政党・政派・派閥など政治的側面、諸々の人的交流、教育や学識・思想などにも留意しなければならない。明治期の裁判においては、これらの要素が勝敗を分けたのではと推測される場合が少なくないからである。但し今回は、人的側面の検討は割愛し、次の機会に委ねたい。

(1) 裁判における論点

(i) 訴訟の構造および焦点

訴訟事件としての無役地事件は、初期の裁判は、村民が県を相手取った行政訴訟として闘われ、ついで村民が庄屋を被告にした民事訴訟として闘われた。

すなわち訴訟の構造としては、行政訴訟は、農民が原告となつて、県側すなわち県令もしくは知事を被告として明治初年における無役地の行政処分 の不当性を追求したものである。これに対し、民事訴訟は、同じく原告たる農民が旧庄屋を相手どつて、無役地を旧庄屋が独占的に所有しているのを不当とし、その村民共有地としての回復を求めたものである。

このように行政訴訟と民事訴訟では、相手側が異なり、請求内容も異なつてゐるが、内容的には共通性を有している。すなわち、民事訴訟は、原告村民側と被告旧庄屋の争いであり、一方行政訴訟は、村民側が県側を被告としたものであるが、無役地を庄屋へ全面返還した行政処分 の適法性が争われている訳であるから、県側と庄屋側とは、農民の訴訟提起に対する応訴という立場で共通項を有し、あたかも共闘するかの如き観を呈した。

いずれにせよ訴訟事件としての無役地事件の焦点は、「庄屋無役地は庄屋の私有であるのか、それとも一村共有地とするのが適当な土地であるのか」、この一点に絞られるといつて過言でない。では、この最大争点について対峙した村民側そして旧庄屋および県側は、どのような論点を呈示し、各論点に対しどのような主張を展開したであろうか。順次みていくことにしよう。

(ii) 無役地の濫觴

まず、無役地の起源—無役地はいつどのようにして誕生したか—のうちにその所有主体を解き明かすカギがあるのでは

ないか、このような観点から無役地の起源・濫觴が問題とされた。

〔原告村民側〕原告農民側の主張は、無役地の発生は鬪持制度の発生と軌を一にしこれと密接な関係があるものだった。農民側の主張を要約すると、次のようになる。

寛文六（一六六六）年宇和島藩一帯を襲った大洪水などをきっかけに、寛文一〇年から一二年にかけて宇和島藩において検地が実施された。この時、従来の高持制度から鬪持制度に改めた。すなわち、各村の耕地はすべて一村の住民の耕地とされ、田畑の肥瘠に応じて不公平のないよう組み合わされ、各村民は自分の持鬪数に応じて鬪地を抽籤した。本百姓一人前は一鬪分、二人前は二鬪分、その他二人合わせて一鬪分を折半する者は半百姓、四人で一鬪分を分け合う者は四半百姓とよばれた。

この時、各村は村高の規模に応じて一〇ランクに分けられ、庄屋には三鬪（京枧高二九〇石以下）から最高一二鬪（京枧高二千石以上）までの土地が付与された。⁽²⁸⁾この庄屋に付与された土地は、「公私の諸役を一切賦課されなかつた」ので、「無役地」と唱えられるようになった。以上は、「不鳴条」や「式野截」と題する旧藩記録⁽²⁹⁾によってあきらかである。

このような鬪持制の実施に鑑み、「其鬪持タルヤ耕地ハ都テ一村浦住民ノ有トシ」（宇和郡舌間浦事件 大阪上等裁判所判決）と主張するなど、無役地を含め村内すべての耕地は村民の共有地であるとの確信は農民たちの間でいよいよ強固なものとなった。

〔被告旧庄屋側〕これに対し、旧庄屋側代言人は、庄屋無役地は往古から庄屋の私有地であったと主張した。寛文年間に検地が行われたことは認めたが、鬪持制が導入されたこと、庄屋の田地にランクが付与されたことなどには口をつぐんで触れていない。ただ、寛文年度の検地帳および鬪取帳において反別畝数の下に記名捺印し「北宇和郡保田村等三村事件に

における被上告人の主張」、他の一般耕地の書式と区別がないこと〔東宇和郡長谷村事件における被告代理人の主張〕から、当時から無役地が庄屋私有地であったことは明らかであると主張した。

〔被告側〕また、行政裁判における県側の主張は、これとは微妙にスタンスを異にしている。

すなわち寛文年度の検地および均田制実施は認めながら、新たに付与された無役地は、旧来庄屋の所有していた地所と増減がなく、「耕地を村民より庄屋に給地として備えたることはない」と主張するもの〔東宇和郡東多田村事件における被告の主張〕、当時は民有地の制度はなかったから人民共有物ということはあるまいとするもの〔東宇和郡長谷村事件における被告の主張〕など、主張を異にした。

以上、無役地の起源に関する原被告の主張を簡単に整理した。原告農民側が該地の起原に遡り、そもそも論からその性質を明らかにしようとしているのに対し、被告旧庄屋および県側は無役地の起源・性質を正面から論議するのを避けているように見える。

(iii) 藩制下の所有構造

次に、無役地の所有主体を問う前提として、藩制下の所有構造が問題とされた。

〔原告村民側〕この点につき原告農民側の基本的立場は、「農民的所有権論」に基盤を置いていたと指摘できよう。すなわち、「藩制下における田畑の所有者を求めるとすれば、それは、田畑の所持者―耕作者である」とするものであった。まさに濫觴のところで見たように、圃割制度という経験を経由することによって、「一村ノ耕地ハ一村人民共同主持スルノ精神」〔北宇和郡保田村事件 大阪控訴裁判所判決原告控訴ノ要領および同事件大審院判決における上告趣旨〕という確

信を抱くに至つた。東宇和郡中川村大字清沢事件控訴人主張は、「村民共同主持」の根拠として、寛文六年の大洪水後の村民一同協力による開墾を挙げる。

事実として寛文六年洪水ありて旧宇和島領内一般が荒撫地に属したるを、村民一同協力以て開墾したりしを、一時村民の共有地に帰したるも、永く一村の共有に放任し置かば、将来紛議の種なるを慮り、藩は寛文十年より同十二年間に於て内さを検地をなし、土地の良否を組合せ、鬪取法を以て村民に分割せしめたり、而して村吏の給料は該共有地中より、本百姓幾鬪分を取除き、之を村民の私有となさずして、共有の儘に存し、只其用益権のみを村吏に付与し置きたるもの〔東宇和郡中川村大字清沢事件 大阪控訴院判決 控訴人主張〕

なおここでは、村吏の給与に庄屋無役地こそ、共有地上に設けられた用益権に過ぎないと述べ、彼我の立場を逆転させている。

〔被告側〕このような原告側の一村耕地に共同所有論に対し、行政訴訟における被告側は、「領主的所有権論」で対抗した。

原来藩制中ハ人民於テ地所々有ノ権ヲ有セス。其地主タルモノハ他ナシ、旧領主ニアルノミ。必竟百姓ハ永代小作人ノ景況ナルカ故ニ領主ハ管内人民ヲシテ適宜ニ其耕地ヲ主管セシメ或ハ各村人戸ノ多寡ニ随ヒ抜百姓又ハ入百姓ト唱ヘ移住セシメ、或ハ非常凶嘆ノ時ニ際シテハ其地租ヲ徴セサルノミナラス夫食米等ヲ恵与シ、其他地主ノ為ス可キ

保護ノ常務ヲ為シ来レリ。故ニ其地所進退与奪ノ全權ハ自カラ旧領主ニ属セシ所以ナリ〔西宇和郡宮内村事件控訴審における被告の答弁〕

所謂藩制中ニ在テ、人民得テ土地所有ノ權利ヲ有セサル時ニシテ、土地ノ全權ハ全ク領主ニ存セシモノト云ハサルヲ得ス。就中寛文年度均田ノ当時ニ遡テ之ヲ論スレハ、民有地タルノ制度未タアラサリシ時ナルカ故ニ、該地ハ寧ロ官ニ属スルモ其性質共有物ニアラサルヤ明ナリ〔東宇和郡長谷村事件行政裁判における被告の答弁〕

すなわち〔旧藩制中は、人民には土地の所有権はなく、藩制下において田畑の所有者は領主ただひとりである〕との見解であった。この立場からすると、「百姓は、いわば永小作人のような存在である」、ということになる。そして、地所の進退与奪の権もまた領主にのみ存することになる。このような領地に対する領主の専制的権限を認める見解は、維新後の行政の処分権限論に容易に転化することになる。

〔被告旧庄屋側〕 民事訴訟で被告側に列する旧庄屋側の主張は、明快とはいえない。すなわち庄屋といえども身分は農民であるから、「農民的所有権論」をとるべきと思われるが、必ずしもそのような立場を明確に述べた主張はない。むしろ、「昔時旧藩ノ制度ハ一般人民ニ於テ完全タル地所所有ノ権ナク其進退与奪ハ一二旧領主ノ権内ニアリト雖モ、往古ヨリ被告カ絶ヘス所有シ来レル徴証ハ……」〔北宇和郡保田村事件 大審院判決における被告原告主張〕と、県側の「領主的所有権論」に同調するような主張が多く聞かれた。

(iv) 役俸地としての無役地

〔原告村民側〕原告村民側が、無役地ニ一村共有を主張する論拠の一つは、それが庄屋の純然たる私有地ではなく、役俸地と見ていたことに由来する。「夫レ斯ノ如ク論地タル一村ノ共有ヨリ成立シ、役俸地ナルコト明晰疑ヲ容レサルモノナリ」〔北宇和郡保田村事件 大阪控訴裁判所判決における原告控訴の要領〕という主張がその典型である。また同事件の上告要領によれば、「庄屋カ転任スルモ其役俸地ハ新任庄屋カ之レヲ領シ転任庄屋ハ旧任地ノ役俸地ヲ領セサルナリ」という事情、同じく「村吏ノ転勤スルカ若クハ失職ニ依リ役儀ヲ免黜セシ時ハ該地ハ後役ハ付与スル」〔宇和郡舌間浦事件 大阪上等裁判所判決における原告訴訟大要〕という点、すなわち庄屋が他家の者に替わつた場合新任の庄屋に付け譲られている点、を付け加えている。東宇和郡長谷村事件では、農民側は実例を挙げてこの点を論証しようとしている⁽³⁰⁾。さらに無役地は一般に売買が禁止されたが、それというのも、庄屋という役目遂行に付与された役俸地だったからだと主張した。

またこの点に関連して看過出来ないのは、「石戻り」および「過石」の場合の取り扱いである。鬮取りから定免制に移行した際、庄屋無役地となすべき田地に不足を生じた場合が「石戻り」で、過ぎた場合が「過石」である。この場合、村民側の主張によれば、不足の場合は村民よりこれを補い、過ぎた場合は庄屋から村民に返還した実例があるという。

弘化年度ニ至リ定免ヲ改正アルニ方リ、該給地ノ名義ヲ庄屋家督ト改メ石定メトナシ、其庄屋ノ支配セル村高ト庄屋家督ノ石高ト若シ相当セスシテ闕タルアレハ、之ヲ石戻リト号シ村民ヨリ其闕ヲ補ヒ以テ全数ニ盈タシメ、其相当石ニ過タルハ諸掛リ物等百姓ト同ク之ヲ庄屋へ課セラレタリ〔東多田村事件 大坂上等裁判所判決原告訴訟の要領より〕

弘化度無役地の割を石高に改めたるより、くじ取の田畑に過不足を生じ、其過分は之を村民に返与し、不足分は石戻りと称し村民より之を補ひ、其収益を全ふせしめたり〔東宇和郡中川村大字清沢事件 大阪控訴院判決控訴人主張より〕

もし、「石戻り」および「過石」の場合の取り扱いが村民側の主張するようであることが実証されれば、それは共有地であつたことの有力な証拠となりうるであろう。

〔被告旧庄屋側〕

これに対し、被告旧庄屋側は、無役地は元來私有地であつた、該地の売買が禁止されたと言うが、弘化年度以降は高持ち制となり、売買も許されたと反論している。論点は必ずしもかみ合つていないように思えない。

また、「石戻り」および「過石」の場合の取り扱いについては、とくに触れていない。

(V) 維新期の土地処分の性格

つぎに、明治維新期における土地処分の性格とその妥当性が問題となる。これには二つの側面が問題にならう。一は、地租改正という明治政府全体の土地政策の問題であり、もう一つは宇和島藩・県の処分という個別的・地域的問題である。

まず地租改正における私的所有権の認定については、封建領主の所有は否定され、村々の耕地については農民に地券が付与された。しかしながら、農民身分間でも多様な関与者が存在し、いずれを所有権者と認定するかについてさまざまな問題を生じ、後年多くの訴訟が提起されたことは、周知の事実である。

この点に関し、当該土地の貢租負担者を所有権者として認定するというのが判決の大勢であつたように思える。したがつて本訴訟にあつても、原告双方は旧藩政下にあつて無役地の負担を担つてきたことを論証しようと努めている。

〔原告村民側〕 村民側は、庄屋無役地の貢租は村民が共同で負担していたと主張し、従つて無役地が村民共有地であることは明らかであると主張していた。

勿論該地ノ主要ナル義務ハ悉皆一村人民共同ニ之ヲ了シ来レリ〔宮内村事件大坂上等裁判所判決〕

元來耕地ニ無主ノ地無之、論地カ庄屋ノ私有ニアラス又官有ニモアラスシテ、甲第二号証ノ如ク、其雜稅ヲ村民カ負担シタル証アリ。而シテ他ニ所有者ナキヲ以テ見レハ、別ニ的証ヲ挙ケストモ一村ノ共有地タル事疑ナシ〔東宇和郡長谷村事件 松山始審裁判所宇和島支庁判決 原告代人陳述ノ趣旨〕

〔被告旧庄屋側〕 被告旧庄屋側は、庄屋無役地の貢租は庄屋が負担していたと主張し、農民側の主張に反駁すると思ひきや、あまりこの点に触れた論証を展開していない。この点とも関連するが、東宇和郡長谷村事件で被告代言人は、つぎのように述べた。

本来無役地ハ官ヨリ雜稅ヲ蠲除シタル一種特別ノ地所ニシテ、凡ソ庄屋役ヲ勤ムル者ハ其村高ノ割合ニ応シ、所有地ニ係ル雜稅ノ幾分ヲ免除シ庄屋ノ給料ニ充ツ〔東宇和郡長谷村事件松山始審裁判所宇和島支庁判決 被告代言人答弁ノ旨趣〕

この趣旨を敷衍して、旧庄屋側は、無役地について雑税は免除されたが本途物成は納入していたと主張して、また本途物成分に充てた無役地からの収穫も村民の夫役から支えられていたことなどを追求される可能性もありそうである。このようなことを慮って、旧庄屋側は、年貢負担の点については消極的態度に終始したのであろうか。

〔被告県側〕これに対し、行政訴訟の被告となった県は、「是レ所謂無役地ニシテ諸役掛リ物ナキノ謂ナリ固ヨリ該地貢米ノ如キハ庄屋ヨリ之ヲ官納セリ」〔東多田村事件 大阪上等裁判所判決 被告答フル要領〕、「該無役地ノ作益ハ悉皆世襲者タル庄屋ノ所得トシ、其地主ノ尽スヘキ一大義務タル貢租ハ、連綿トシテ上納シ来リタル」〔東宇和郡長谷村事件 行政裁判所判決 被告答弁ノ要旨〕と、庄屋が貢租を負担し、上納してきたことを主張している。しかしかかる主張の根拠については、積極的に述べていない。

(vi) 宇和島藩・県の無役地処分について

ついで宇和島藩・県における一連の無役地処分、すなわち〔無役地引揚げ↓いわゆる「四・六分割」↓庄屋の全面私有の承認〕の妥当性が問われた。この点についても、原告側の態度は大きく分かれた。

〔原告村民側〕旧宇和島藩の無役地処分のうち、とくに「四・六分割」について、農民たちは必ずしもこれを否定してはいない。

たとえば、東宇和郡長谷村事件の原告側農民は、「本村旧庄屋タル被控訴人カ所有スル庄屋家督地ノ内其四分方ヲ除キ残反別壹町壹反式畝拾四歩四厘ノ地所ハ控訴村ノ共有地タルヘキトノ判決ヲ受ケ度」⁽³¹⁾と、無役地の全体ではなく、いわゆ

る六分のみの共有地認定を求めている。

その要因の一として、六分無役地は、すでに庄屋後任の差配役の給料に充てられたという事情が介在していたことが指摘できらる。

旧藩於テ該地ヲ四六二分分配シ其六ヲ以テ差配役ノ給料ノ為ニ据置キ、其四ヲ以テ旧莊屋タリ者ニ付与セラレ旧組頭タリシ者ヘハ該地ハ跡役ヘ讓渡スヘキ旨ヲ布令セラレタリ。而後明治五年廢藩置縣ノ際ニ至リ前陳セシ差配役ノ給料ニ据置タル地所ヲ独リ県庁ノ臆度ヲ以テ悉皆旧莊屋タリシ者ノ役料ニ供シタルモノナレハ決シテ莊屋一己ノ私産ト為ス可キモノニ非ス〔西宇和郡宮内村事件 大阪上等裁判所判決における原告本訴の主要より〕

〔被告旧庄屋側〕これに対して、被告旧庄屋側は、「四・六分割」を全く評価していない。それもそのはず、そもそもいわゆる無役地事件は、矢野安芸三郎らによる六分無役地の旧庄屋への奪還工作が功を納めたことに端を発しているからである。

むしろ旧庄屋側は、村民たちが「四・六分割」に異議を唱えなかったことをもって、村民が共有地でないことを認識していたからであると、自分たちの主張の補強材料として利用した。

且ツ明治四年旧宇和島藩ニ於テ該無役地ヲ引揚ケ其十分ノ四ヲ莊屋ノ私産トセシ時ニ方リ旧莊屋等ヨリハ紛議ヲ生シ、其残り六分ヲ付与アリ度旨ヲ屢々出願スルモ村民共ヨリハ恬トシテ何等ノ申立モ為サ、リシ果シテ原告申立ノ如

ク村民ノ共有地タラハ決シテ之ヲ黙過シテス可キノ理之レアル可ラサルナリ〔西宇和郡宮内村事件 大阪上等裁判所判決における被告答弁の概要より〕

村民共ヨリハ怙トシテ何等ノ申立モ為サ、リシ果シテ原告申立ノ如ク村民共有物タラハ、決シテ之ヲ黙止ス可キノ謂レアル可ラス〔宇和郡舌間浦事件 大阪上等裁判所判決における被告答弁の趣旨より〕

結局、旧庄屋側の最後の拠り所は、「曩ニ行政ノ処分ニ依リ、被告ノ所有ニ確定シタル地処ナレハ、原告等カ恢復ヲ求ムルノ権利ナキヲ以テ、其要求ニ応スル能ハス」〔東宇和郡長谷村事件 松山始審裁判所宇和島支庁判決 被告代言人答弁ノ旨趣〕、との主張であつた。つまり旧庄屋側は、藩制下の所有構造においては「領主的所有論」に妥協しつつ、維新後の所有権の所在については、「行政の処分権限論」に期待したのである。

(2) 判決の態度

では、前記のような諸争点に関し、判決はどのような見解をとつたであろうか。

(i) 無役地の濫觴

判決の中で、無役地の起源から解明しようとしたものは少ない。その中でも、東宇和郡中川村大字清沢事件大阪控訴院判決は、「控に大洪水ありたりとの事実を証する甲第一号証不鳴条は、乙第二十二号証に拠れば、記者自ら其事実の信憑し難き事を陳述し、決して其事実を証するに足らず」と、寛文六年の大洪水の事実について懐疑的である。

また判決の中には、「不鳴条」および「式野截」の証拠能力自体に疑問を呈するものも存在する。

不鳴条及式野截ノ如キハ元來民間ノ諸件ヲ公証センカ為メ之ヲ官民間ニ供備シタル公書ニ非ルノミナラス其書中及
其他ノ諸帳簿上ニ於テモ該地ハ共有地ヨリ給与シタリトノ確証一モアラサレハ、総テ之ヲ採用セス(宇和郡吾間浦事
件大阪上等裁判所判決)

(ii) 藩制下の所有構造

藩制期における土地所有権の所在に関しては、判決は、「抑モ又藩政ノ際ニ方リテハ地所進退ノ権ハ悉ク當時藩主ノ権
内ニシテ、得テ人民ノ私有ナリト謂フヘキ者ニアラス」(東多田村事件 大坂上等裁判所判決)、「封建時代各藩ニ於テ大
概農民ニ土地ノ所有権ヲ与ヘス、其藩主ニ於テ自由ニ進退与奪シ、総テ官有ト見做シ支配セシモノ、如シ」(東宇和郡長
谷村事件 松山始審裁判所宇和島支庁判決)のように、「封建的土地所有権論」に立つものであったといえる。この点
では、県の主張と同じ立場に立っている。
では、鬮割制度の場合はどうか。

然り而して宇和島藩が寛文年度に於て其内一般に検地を為し、鬮取法を以て田畑を村民に分配したることは、如何
なる原因に基くものか之れを確知し得ずと雖も、其事柄の實際奉行せられたることは当事者双方の陳述証拠により動
すべからざる事実なるも、其鬮取法たる従來の持地を標準にしたるものとするも、其鬮取標準の如何に拘らず、村内

彼是の土地を組合せ、之れをくじ取せしむるの方法を施行せしに於て、彼是従来の持地を事実確めたるのみの所置にあらずして、藩庁は新に村民に之を付与するものと云はざるべからず、蓋し各藩庁は当時その領内に主権の実を行ひたるものなれば、其必要と認めたる事柄は敢て之を人民の利害ある等に関せず、之を實行したるは一般の状況なりしを以て、宇和島か当時施政上斯る処置をなしたるも、亦た怪むに足らざるものとす〔東宇和郡中川村大字清沢事件 大阪控訴院判決〕

すなわち判決は、鬪取り法による土地の配分は動かすことのできない事実であるとしながら、これは藩庁が従来の持地如何に関わらず新たに土地を付与したものに過ぎないと言っている。

(iii) 役俵地

農民側は、無役地は庄屋職という役目に与えられた役俵地であると主張した。そしてこのとき、庄屋に対し本百姓何人前という無役地を付与したいいわゆる十段の割は、「その作徳をもつて庄屋の俵給として付与したもの」とする農民側の主張に対して、判決は、十段の割による庄屋への田畑付与も、藩権力による新たな付与であるから庄屋の俵給ではないと、これを排斥した。

左すれば十段割の法を以て時の庄屋に本百姓幾人分をくじ取せしめたるも、亦藩庁より之を新に付与したること勿論なるのみならず、甲第三号証に依れば、其初めに庄屋へ本百姓何人前と田畑被下事とあり、其十段に相当する田畑

を庄屋へ付与せんこと明かなれば、控訴人が述る如き用益権のみを庄屋の俸給として与へたるものは、看認めることを得ず〔東宇和郡中川村大字清沢事件 大阪控訴院判決〕

村民側の「過石」「石戻り」の主張については、「亦た控訴人は弘化度無役地の割を石高に改めたるより、くじ取の田畑に過不足を生じ、其過分は之を村民に返与し、不足分は石戻りと称し村民より之を補ひ、其収益を全ふせしめたり」と述べるとも、其過石に当る場合に庄屋が其他に対し新に諸役を負担するに止まり、之を村民に返付したる事実なく、亦不足に当る場合は藩庁が人民の納税中より直に其不足を庄屋へ付与したる迄にして、決して村民より庄屋無役地の収益を補足せしものと看做すを得ず」〔東宇和郡中川村大字清沢事件 大阪控訴院判決〕と、農民が主張した共有地への返付や共有地からの追加の事実自体をにべもなく否定している。

(iv) 維新期の土地処分性格

版籍奉還―廢藩置県後は、藩主の領有は否定されたわけだから、地租改正―地券交付に際しては、誰に対して所有権を設定するののかという問題が生ずる。この点に関し、判決は、該地の貢租を負担してきた者を所有者と認定する立場をとるものと、官がその意のままに誰に対しても所有者を認定することができたとするものと、二様に分かれた。前者を「貢租負担者」所有者認定論」、後者を「官地付与論」と呼ぶことにしよう。

一般に、この時期に於ける農地の所有権が争点となった判決の大勢は、「貢租負担者」所有者認定論」であったと、筆者は見ている。⁽³²⁾ 本無役地事件の判決においても、この立場をとる判決があった。その場合には、誰が係争地の負担を担って

きたのが問題となる。無役地については、前述のように、本途物成は庄屋から納入していたが、その他雑税や諸役は村民が負担していた。その論理からすれば、少なくとも村民負担割合の分は一村共有となりそうである。しかし判決は、「該地ノ主要タル義務ハ則チ旧庄屋ヨリ之ヲ尽シ来リシ者」として、庄屋の所有を認定した。

然レトモ方今ニ至リ始テ官民所有地ノ區別相立チ、尔来其人民ノ所有地ニ帰スヘキ地質タル者ハ、其地所ノ義務ヲ従来人民ニテ悉ク尽了セシヲ人民ノ所有ニ帰ス。而シテ其義務ヲ一己ノ人民ニテ尽了シ来リシハ則人民一己ノ所有ニ帰シ、其義務ヲ一村共同ニテ尽了シ来リシハ則村民一統ノ共有ニ帰スルトハ又当然ナリ。該地所ノ如キハ其貢租ヲ旧庄屋ヨリ官納シ来リシコトハ原被ノ口供符合スレハ、該地ノ主要タル義務ハ則チ旧庄屋ヨリ之ヲ尽シ来リシ者ナレハ、仮令曾テ該地ノ諸掛リ物ヲ村民一統ヨリ負担セシモノナルモ、畢竟是レ旧庄屋役ニ対シ之レカ義務ヲ其配下タリシ各人民ヨリシテ尽セシ者ト謂フヘクシテ、該地ノ義務ヲ悉ク村民一統ヨリ尽シ来リシ者ニアラス。然レハ該地所タルヤ之ヲ村民ノ共有ニ帰スヘキモノニアラス〔東多田村事件 大坂上等裁判所判決〕

たとえ村民が無役地の諸掛かり物を負担したとしても、それは「配下」としての義務を尽くしたものに過ぎないとして、その貢献を否定したのである。同様に、

而テ該地ノ諸役其外村民一統ヨリ負担セシハ是レ全ク之レカ配下タリシ村民ヨリ莊屋役ニ対シ其義務ヲ尽セシモノト謂フヘクシテ総テ該地ノ義務ヲ尽シ来リタルモノト謂フ可ラス〔宮内村事件 大坂上等裁判所判決〕

該地ハ村民ノ共有地ヨリ莊屋ニ給与ナシタルモノナレハ、毎年本百姓ヨリ三人、半百姓ヨリ二人、四半百姓ヨリ一人、其他毎戸ヨリ二人農役合力夫ト唱ヘ莊屋ノ指示ニ從ヒ出役シ其産出スル米豆ノ中ヨリ正租ヲ官納シ尚該地ニ課スヘキ雜稅諸役ハ村民中ニテ之ヲ負担シタルハ共有ノ証左ナリト申立レトモ、右ハ全ク之レカ配下タリシ村民ヨリシテ莊屋役ニ対シ其義務ヲ尽シタルモノト謂フヘクシテ、……〔舌間浦事件 大阪上等裁判所判決〕

村民が合力夫としての出役なども、「配下」としての義務を尽くしたものに過ぎないと述べている。このように「貢租負担者」所有者認定論」をとる判決も、「村民」庄屋の配下」論を媒介にすることによつて、旧庄屋側の勝訴に筋道をつけたのである。

ところで、この問題に関しては、判決の多くは、「官地付与論」をとるものであつたといえよう。

被告論地ヲ現有セシハ、旧宇和島藩旧宇和島県ヨリ純然タル官地ヲ給与セラレタルニ原因スルヲ以テ、被告ハ論地ニ対シ真正所有ノ権利ヲ有セシモノト認定ス〔北宇和郡保田村・北宇和郡清水村・東宇和郡予子林村事件 宇和島始審裁判所判決〕

原告於テ吾邦従来民地ニハ必ラス貢租ヲ課シ、官地ニハ貢租ナキ一種ノ慣行アリ、其官用ニ非ス、耕地ニシテ旧庄屋ノ私有ニ非ルトキハ、他ニ所有主ナキヲ以テ、村民ノ共有ナルヲ証ス可シトノ論弁ハ、高尚ニシテ其理アルカ如シト雖トモ、本訴論地ノ本源及ヒ事ノ顛末ヲ明示セサルノ言論ニシテ、所有權ヲ詳フノ事實ニ適切ナラス。往昔各人民カ吾所有地ヲ割キ、庄屋ノ給料ニ供シタルモノナレハ、其証左ヲ挙ケサル可カラス。前項ノ如キ陳弁ヲ以テ苟モ原告

ノ共有地ナリト臆断スル能ハサルハ勿論、明治維新ノ後、地租ヲ改正シテ土地ノ所有ヲ定メ、地券ヲ発行シ法方整理シタル後ハ、耕地ニ官有ナキカ如シト雖モ、封建時代各藩ニ於テ大概農民ニ土地ノ所有權ヲ与ヘス、其藩主ニ於テ自由ニ進退与奪シ、総テ官有ト見做シ支配セシモノ、如シ〔東宇和郡長谷村事件 松山審裁判所宇和島支庁判決〕

すなわちこれらの判決は、藩制下は領主が土地の唯一の所有権者であった、これは明治維新後は純然たる「官地」になつたとする。したがつて、宇和島県が無役地を旧庄屋のものと認定したのもまた処分権限の範囲内である、ということになる。

その他さまざま論点⁽³³⁾について、鋭い意見の対立がみられたが、論旨が拡散するので、これ以上枝葉に踏み込むのは止めておこう。

(3) 原被告三者および裁判所の論理

以上、主な論点につき当事者の主張および裁判所の判断をふりかえてみてみた。

まず、原告村民側の論旨は、それぞれ個別論点に関する主張があい繋がり、一定の像を形成しているということができ。すなわち、無役地は、鬪割制度採用の際一村共有地から設定されたもので（起源・濫觴）、これは庄屋役交替の際には新任庄屋に譲られまた売買が禁止されるなど、庄屋という役に対する役俸地であった（役俸地論）。維新後の土地制度変革においては、藩制下において年貢・諸役を負担していた者に対し所有権を付与するのが原則であったのだから、無役地のさまざまな負担を担っていた農民一同にこそ所有権を認めるべきである（維新後の無役地処分）。

これに対して、被告庄屋側の主張は、根本的難点を保有していたように見える。それは、藩制下の所有構造については「領主的所有権論」に与しながら、無役地は庄屋の私有地だと主張しなければならなかった点である。この隘路を打開するため、「行政の処分権限＝官地付与論」に限りなく依存を深めることになる。すなわち維新後においては、領主的所有権の廃止に伴い無役地はすべて官地となり、当該地の所有権は藩・県の行政処分によって庄屋に付与されたのだから、今更その是非は問えないと、主張したのである。

また、行政訴訟の被告たる県の主張も、「官地付与論」に大きく依存しながら、原告村民側の難点を指摘する(もし一村共有地であれば、四・六分割処分の際になぜ異議を唱えなかったのか、など)ことに精力を費やしている。しかし藩制下の土地所有構造とその中における無役地の位置づけを描き出すには成功していないといえるだろう。

では判決はどのような論理に立ったであろうか。実は、明確な論理を展開している判決は、それほど多くないのである。ある判決は原告主張の難点を拾い上げるに急であつたり、また別の判決は証拠の論評を書き連ねただけに終わつていゝ。なぜか、逃げの姿勢が目立つのである。

しかし、少ないけれども前掲の諸点について、論じている判決も存在する。これら判決の大勢は、藩制下の所有構造に關しては「領主的所有権論」に立ち、また維新後の無役地処分については、「官地付与論」によって農民の主張を突っぱねようとしていた。しかし、藩制下の所有構造をいかに捉えるべきかは、別途検討されなければならない。また維新後の所有権認定については、様々な態様の土地につき全国で膨大な数の訴訟が提起された。これらに対し、もし「官地付与論」ないし「行政の処分権限論」で突き放すことが出来るとすれば、こんな簡単なことはなかつたし、また膨大な訴訟群が提起されることもなかつたであろう。

宇和四郡の農民たちにとって、無役地事件に対する判旨が、他の訴訟と別異の論理によって処理されたとの印象が強く残ったであろうことは、想像に難くない。要するに、判決の論理では農民側を納得させることはできなかったと言わざるをえない。

四 無役地事件の評価をめぐって

以上、一で無役地事件の経過を概観し、三で法廷における原告の主張に即して、同事件では何がどのように争われ、裁判所はどのような判断をくだしたのかを見てきた。では、この「無役地事件」と称される一連の事件は、歴史上どのような位置にあり、またどのような意義をもつものであろうか。

(一) 自由民権運動との関係

無役地事件の性格を考えるにあたって、自由民権運動との関係は、重要な論点の一つであるが、この点をめぐっては大きく意見が分かれている。

三好昌文は、南予の農民の闘いは、自由民権運動の本質と共通性を有するものとして、高く評価している。

自由民権運動の展開の時期に闘われた「無役地事件」裁判闘争の発展は、自由民権運動を、国会開設・立憲政治の確立をめざす政治運動の側面からだけ把握することができないことを示している。……だが宇和郡農民の「世直し」思想は、天賦人権思想を受容し発展させる素地となっていた、と思われる。「無役地事件」裁判闘争における原告（農

民)側の主張のなかに、しばしばあらわれる「人民ノ権利」思想は、宇和郡農民の「世直し」思想と天賦人權思想とが結合したものと考えられる。また、宇和郡の農民は、いわゆる「均田制」の概念についても、宇和島藩の鬪持制の概念(領主的土地所有の原則につらぬかれた「均田制」の概念)とは、全く本質的に異なつた「均田制」の概念(農民的土地所有の原則がつらぬかれてゐる概念)をつくりだしてゐる。⁽³⁴⁾

三好は、無役地事件闘争を闘つた農民の思想の中に、「天賦人權」など自由民権運動の理念とあい通ずるものがあるとして、共通性を見いだそうとしている。しかし、一連の無役地訴訟において原告農民側の主張を通観してきた私の目で見たり限りでは、そこに民権思想の跡を見いだすことは困難と考へる。自由民権思想とは、単に人民の権利を主張することに止まるものではない。人民の権利承認の主張を根底に持ちながら、近代政治体制たる議会政治、およびかかる政治の場へ人民が積極的に参加することを求めた所に、近代初期の自由民権運動たる思想の特徴が存する。ところが、無役地訴訟における農民側の主張には、このような要求は片鱗も見いだすことはできない。村民たちが主張した権利要求も、「天賦人權」というよりも、鬪持制の中に表れた村民平等の思想であつた。これは、封建制村落の存立Ⅱ村請制と不可分の主張であつた。「世直し」思想と基盤を共にすることはありうるが、必ずしも天賦人權思想と軌を一にするものではない。

他方、運動の担い手という面ではどうか。この点からすると、南予の自由民権運動は、旧庄屋層によつて担われたことが、つとに指摘されている。たとえば、高須賀康生は、次のように述べてゐる。

農民による無役地返還の訴えは自由民権運動の展開の時期に闘われた。自由民権運動を国会開設・立憲政治の確立

を目指す政治運動の側面からだけ把握する場合、愛媛の民権家と称せられる人々で無役地裁判闘争において農民を援護した者はいなかった。無役地事件が展開された宇和郡にあって、末広重恭は一貫して地主階級の立場に立ち、宇和島の代言人清水新三は被告旧庄屋の代理人を務め、三大事件建白署名者の別宮周三郎・古谷周道・都築秀二・清水常紀らは被告に列された旧庄屋であった。このことから南予における自由民権運動は、地域農民の生活に根ざした要求や人権思想を結集したものとならず、体制的立場から部分的・観念的に展開されたに過ぎなかったといえよう。これは愛媛の自由民権運動の共通した限界であり、福島事件・秩父事件のように民権運動と農民闘争が結びつくことはなかった。⁽³⁵⁾

また、青野春水も、次のように述べている。

愛媛県における自由民権運動は不活発で、わずかに士族民権・豪農民権運動がみられるにすぎなかったから無役地事件が愛媛の民権運動の中で取り上げられたことはなかったようである。むしろこの運動を圧迫する立場に立ったのではなからうか。……このように南伊予における自由民権運動は、地域住民（農民）の生活に根ざした反体制も含めて結集したものとならず、体制的立場より部分的・観念的に展開されたに過ぎなかったようである。それは長期間の無役地事件を通して、旧庄屋・村役人は体制側であることが、農民には明確となり、従って旧庄屋・村役人を中心とする体制的立場での自由民権運動には参加しなかったからであろう。⁽³⁶⁾

このように青野は、地域的運動の担い手という面では、民権運動の担い手たる旧庄屋たちと無役地事件を闘った農民たちとは立場を異にしたと述べるが、農民たちの闘いは、全国的な民権運動の支援を受けたとしている。

しかしながら、明治一〇年代以後の訴訟において、原告、原告の惣代人、原告の代言人（代理人）として、宇和島士族兵頭弘・上村春雄の他に、高知県士族岡軌光・村越直光、島根県士族渋川忠二郎、京都府士族岡見東九郎、…無役地と直接関係のない他県の多くの人々が名を連ねていることは注目されることである。たとえば、大井憲太郎は、全国的自由民権運動の中に、無役地共有運動を位置づけ展開している…とし、もしそうだとすれば、愛媛県の自由民権運動において取り上げられなかった無役地事件が、全国的自由民権運動の中で取り上げられていたことは注目されるべきであり、そのことから愛媛県の自由民権運動は検討されなければならない。⁽³⁷⁾

この点からすれば、全国的な民権運動を担ったとされる代言人たちの顔ぶれや彼らの運動の性格が問われなければならないであろう。また、高須賀の論では秩父事件や福島事件においては民権運動と農民闘争とが結びついていること自明の前提とされているが、この点に関して再検討の必要はないであろうか。

(2) 秩父事件など「激化事件」の位置づけをめぐる論評の対立

ところで、秩父事件などいわゆる「激化事件」の評価をめぐって、今日の研究はかつての自由民権研究と大きく評価を変えてきている。この点は、無役地事件と自由民権運動の関係を考えるうえで、大きな係わりがあるので、見ておきたい。

秩父事件などいわゆる「激化事件」は、「自由民権運動の最後にして最高の形態」であると高く評価されてきた。たとえば井上幸治は、このような立場を鮮明にしている。⁽³⁸⁾

同様のとらえ方は、色川大吉のさまざまな著作にも通底している。たとえば、色川は、武相困民党と須永連造の思想に関して、「近世以来二百年近くも闘いぬかれてきた日本の百姓一揆と世直しの思想的な伝統が、自由民権運動に流れ込み、またそれと微妙な関係にあったこの困民党事件の中にもうけつがれ、生きていた」⁽³⁹⁾、「明治十年段階の人民組織である困民党は明確な中央指導部をもつ『党』を結成して、団結したところに大きな特徴をもっている。ここにはあきらかに自由民権運動の影響がみられる」と、述べている。このように色川は、武相困民党の運動の中に、百姓一揆の伝統と自由民権運動の両様の影響を見ようとしているのである。

ところで、最近の民衆思想研究の中からは、秩父事件などの負債騒擾は、自由民権運動とは系譜を異にするのではないかとする研究潮流が高まっている。

稲田雅洋は、「困民党の運動は、やはり、借金の延納（据え置き・年賦返還）を要求して起こった闘争であり、国家形態の変革をめざす運動である民権運動とは本来的に別のものであると規定し、その上でそれがなぜ松方デフレ期に集中的に起こってくるのか、その意味を探るべきであろう」⁽⁴¹⁾と、述べている。さらに、稲田は、「秩父事件や負債農民騒擾は、近代が押しつぶそうとした民衆的世界に根柢を置くものである。それは所有権の絶対性という近代のイデオロギが、扉をしめてむりやり閉じこめようとしたものの抵抗なのである」⁽⁴²⁾とも述べている。

また鶴巻孝雄も、「困民党は、『自由』や『権利』という、新しく民衆の前に立ちあらわれた社会・経済原理に対抗し、『制限』や『規制』を求めたもので、その願望の実質は、民衆的な生存権理念ともいえる『道徳』をよりどころとする、

制限思想としての『社会的平等主義』である⁽⁴³⁾と述べている。

このように稲田雅洋や鶴巻孝雄は、負債騷擾の農民たちをとらえた意識は、「自由」や「民権」という近代のイデオトは対極の位置にあるもので、近世農民運動の意識・運動と連続性を有しているとみているのである。このような秩父事件の捉え方は、無役地事件の性格を考える上で大いに参考にならう。

(3) 近世の土地所有主体について—最近の研究動向との関連で

ここで再び、近世における農地の所有主体という問題に立ち帰ろう。先にみたように、この問題にいかに関心向かうかという点こそが訴訟事件としての無役地事件のカギを握っていた。のみならず、この点は、土地や負債に対する農民の意識というファクターを通じて、近代初期農民運動を支えた意識・思想の解明という課題と関連してくるからである。

江戸時代における土地、なかならず田畑など耕地の所有者は誰かという問題は、かつて盛んに論議された。さまざまに見解が披瀝されたが、特に経済史学と法制史学とは、立場を異にすることが多かった⁽⁴⁴⁾。

一般に経済史学では、近世封建制では土地は領主の所有であり、近代化の中で私的所有が確立されてくる、と言われてきた。これを「封建的(ないし領主的)所有権説」と呼んだ。この立場からすると、領主による年貢の收取権の行使こそ所有権の内容に他ならない。

これに対し、法制史学では(論者によって相違はあるが)どちらかといえば百姓Ⅱ農民の「所持」を所有ととらえる見解が有力であった⁽⁴⁵⁾。百姓Ⅱ農民がその土地にかかる年貢・諸役を勤めていけば、領主といえども農民から当該土地を取り上げることができなかったなど、法制度重視から導き出された見解であった。

また、法社会学者の中には、江戸時代の農地の所有権の所在という問題について、領主および農民それぞれが土地に違った内容の権利を保持しており、かつ両者ともその権利は不完全である、いわば、不完全な権利と不完全な権利が重畳的に存立しているとみるべきだとの見解が存在した。渡辺洋三は、これを領主的 Gewere、地主的 Gewere、農民的 Gewere の三層の Gewere が対抗しながら重なりあつて存在していると捉えている。⁽⁴⁶⁾

このように、この問題に関しては、経済史・法制史・法社会学その他さまざまな見解が存在し、意見の一致を見えない。では、今日この問題はどのように展開しているだろうか。管見によれば、村の規制力に注目しつつ、一つの土地については一つの所有者という観点から誰がその土地の所有者かという問題を建てる建て方を克服し、それぞれの主体がそれぞれの仕方⁽⁴⁷⁾で土地に対峙し、そこから利益を得、生存の条件となしてきたとの見解が有力となりつつあるように思える。

このような潮流を、渡辺尚志の近著『百姓の力―江戸時代から見える日本』⁽⁴⁸⁾によって代表してもらおう。渡辺は、つぎのように述べている

土地の所有者としてまず頭に浮かぶのは、百姓と、将軍・大名・旗本といった武士（領主）でしょう。これまでの研究においても、土地の所有者は武士であり、百姓は「保有」という一段弱い権利をもつに過ぎなかつたとか、いや百姓こそ所有者であり、武士は土地を支配するものの、その権利は所有権とはいえないとか、さまざまに議論されてきました。

一般に、近代になる前の社会（前近代社会）では、土地の所有権は一元化されず、1つの土地に複数の所有者がい

る状態が、むしろ通例でした。したがって私は、江戸時代においても、百姓と武士がそれぞれ権利の内容を異にしながら、ともに所有者として1つの土地に関係していたと考えています。領主の所有権は国家の領有権に近い性格をもっており、百姓の所持権とは位相が異なっていたのです。⁽⁴⁹⁾

これを渡辺は、「集団による重層的な土地所有」と呼んでいる。さらに「そのうえで注目したいのは、村も所有者として土地に関係していたということです」と述べ、村の所有主体としての意義に注目している。渡辺は、「① 割地、② 無年季的質地請戻し慣行、③ 自村の土地は自村の者が所持すべきだという考え方が強く存在していた、④ 当時の村人にとって、その所持地は現代的な意味での私有地ではなく、一面では村の土地という性格をもっており、利用しなくなったら村へ返すべきものだと考えられていた、⑤ こうしたあり方は近代以降も残っていた」以上五点を指摘しつつ、「江戸時代においては、村の耕地は個々の家のものであると同時に村全体のもでもあり、村によって強い規制を受けていたことがわかります。百姓たちは、土地を排他的・独占的に所持使用としたのではなく、村に依拠し村の力に支えられつつ所持地を維持していこうと考えていました。⁽⁵⁰⁾」と述べている。

無役地は、寛文年間の鬪割制度に端を発するものに他ならない。青野春水は、割地制の研究の結果、近世農村においては、村請制という前提のもとで農民負担の公平化を追求しようとするれば、検地は「検地・村請↓かつぎ(余内・余荷・与内・冠)↓地ならし・地こぶり・見ならし↓割地」という過程のなかで逐次的に実施されると述べている。⁽⁵¹⁾ 鬪割⇨割地制度は、かかる展開図式の最終段階に位置し、農民負担の公平化の究極の姿に他ならない。割地制度の下では、村民の所持地自体、村の規制力の下に包括されたものであって、単純なる私有地ではありえない。さらに、無役地⇨庄屋役地の設定

が圃割の一環として行われたという「不鳴条」や「弑野截」の記述を参照すれば、それには村の規制はいっそう強く及んだと言えるだろう。

このように、村の規制力を重視し、近世農村の土地所有における「重層的な構造」に着目した場合、無役地の所有主体について、訴訟で争われたような庄屋の単独所有か一村共有かという観点とは別の見方が浮上してくる。この観点からすると、明治初年に一時宇和島藩によって打ち出された「四六分割」という処分は、なかなか含蓄に富んだ措置ではなかったか。農民たちが無役地の共有地化を追求しながら、「四六分割」を一定程度評価していたのも、この辺に原因がありそうである。

むすびにかえて

一で概観したように、無役地事件は、村民側の全敗に終わった。三で検討したように、判決の大勢は、近世の所有主体については「領主的所有権論」に立ち、また維新後の無役地処分については、「官地付与論」に立脚するものであったと言えよう。しかし、旧庄屋地の無役地処分と旧組頭給地・横目給畑の処分方針が、前者は旧庄屋への全面付与、後者は一村共有地化とその方針を異にしたように、判決の論理も、前者は「官地付与論」、後者は「貢租負担者＝所有者認定論」（後注（32）参照）と全く違う立場に立ったものであった。このような対象地による判決論理の使い分けは、農民たちの憤激を招きこそすれ、全く納得させるものではなかった。

ひるがえって、目を全国に転じてみると、当時さまざまな土地の所有権の所在を争う訴訟は数限りなく提訴されている。当時の判決は、どのような方針に依拠して、これら事件を処理していたのであろうか。この点に関して、「確認説」（明治期

の土地所有権の設定は、江戸時代における実態に基づいて認定したものであるとする説」と「創設説」（明治期の土地所有権は、江戸時代における実態にかかわらずなく、行政的に権利を創設したものであるとする説）との対立がある。当時の判例理論がどちらの立場に立っていたかについては、まだ結論が出たとは言えない状況にある。⁵²⁾ 愛媛県における無役地、旧組頭給地・横目給畑をめぐる裁判も、このような全国的展開の中に位置づけ直す必要がある。

また、旧庄屋地の無役地訴訟と旧組頭給地・横目給畑の訴訟が、判決の論理・結論を異にしたについては、担当裁判官の経歴や法思想が帰趨を左右したと考えられる。本稿では、訴訟に関与した代言人・弁護士分析も全く手をつけることができなかった。以上の諸点の検討については、残された課題として、今後解明する作業を自らに課したいと思う。

- (1) 近代史文庫は、愛媛県在住の大学・高校教員、団体職員、勤労者、主婦など多様な主体を網羅した歴史研究団体である。故篠崎勝氏を代表者として、一九五三年八月に創始された。機関誌『愛媛近代史研究』を発行するほか、『愛媛近代史料』など各種史料集や研究書を刊行している。
- (2) 近代史文庫編『愛媛近代史料』No.17 明治前期農民運動史料第五輯―無役地事件（近代史文庫、一九六六年）。同書の「あとがき」には、「愛媛近代史料No.17の編集は、高市光男が主として担当し、他の委員がこれに協力した」との記載がある。
- (3) 三好昌文・「無役地事件」研究グループ・近代史文庫宇和島研究会「明治維新期における階級闘争（その二）―土地所有をめぐる農民闘争（愛媛県宇和四郡の「無役地事件」）」（『愛媛資本主義社会史』第二巻、一九七二年、近代史文庫）。また三好昌文は、二〇〇一年に『宇和郡の庄屋と民衆』（私家版）を刊行したが、同書中に「保内町における無役地事件」「伊予宇和郡における農民闘争」の二編を収録している。
- (4) 青野春水「無役地事件覚え書」（『愛媛近代史研究』第一六号、一九六八年）。なお青野は、同論文の趣旨を、『日本近世割地制史の研究』（雄山閣、一九八二年）に収録している。

(5) 矢野達雄「庄屋拔地訴訟と無役地事件―自由民権運動との係わりを中心に―」(『愛媛近代史研究』第五八号、一九九〇年)。
なお矢野は、『法と地域と歴史と』(創風社出版、二〇〇四年)でも、無役地事件について論じている。

(6) 宇和島藩には、四色小物成・九色小役とよばれる雑税があり、これが農民の過重な負担となっていた。

(7) 近代史文庫編、前掲『愛媛近代史料―無役地事件』九ページ。

(8) 実はこの処置には、市村敏磨(後掲注(12)参照)がかかわっていた。『宇和島藩史』に、「野村百姓騒動は漸く平定したれども尚陰に煽動するものあり、再び騒擾の起らんことを恐れ宇和島藩に於いては当時民部省監督権正たりし市村武(敏磨)をして辭職せしめ土居逸夫と共に長たらしめ、都築温三島典平を副たらしめたり、市村は民政を司とれり。此時市村大參事徳弘氏を動かして明治四年四月庄屋役地の一部の改革を行ひたり」と述べている(愛媛県東宇和郡黒瀬町教育委員会内史蹟刊行会『市村敏磨翁の面影』一九五五年、七七ページ)。

(9) 間島が権令として赴任するに先立って、矢野貞興(通称安芸三郎)が旧庄屋の重んずべきことを説き、無役地は彼らに全面返還すべきであると口説いたと言われている。

(10) 旧宇和島県管下各村庄屋給田、組頭家督、横目給畑ト唱候田畑之内、旧村吏私有地之確証有之分ハ旧神山県ニテ所分申付、其他不分明之向ハ原由取札可申立旨及布達、追々申立之趣モ有之候得共、多クハ曖昧ニテ確証トスベキ書類モ無之二付、今般詮議之次第有之候條、以後都テ村持ノ地ト可相心得候、尤旧庄屋組頭等私有地ノ確証判然タル向ハ、更ニ詳細可申立候、此段相達候事。

明治七年五月二七日

愛媛県参事 江木康直

(11) 番外達

旧石鉄原管下各郡村庄屋拔地と唱候田畑の儀、先般村持と旧里正私有地との區別、及其原由等可申立旨及布達候ニ付、夫々申立の趣も有之候得共、多は臆断に属し判然確証とすへき書類無之候、依テ自今右田畑の内旧庄屋私有地と相定め村方故障無之分は旧庄屋私有地と相心得可申、村方故障有之分は一村共有地と相心得可申、此段布達快事。

但、尚此上取糾、旧庄屋私有地と村地との証拠判然するものあらは、再応可申立候、且旧庄屋私有地と相定め候分並一村持地

と定候分共、貢租取納を始め地券申請方等、都テ普通田畑の通可相心得候事。

明治七年五月七日

- (12) 市村敏磨は、天保一〇(一八三九)、古市村庄屋の長男に生まれ、一六歳で庄屋役についた。勤王論の影響を受けて庄屋職を讓つて脱藩、尊皇攘夷運動に奔走する。一時宇和島藩士に登用される。維新後一時期新政府に仕えた(高須賀康生「自由民権運動の展開」〔愛媛県史〕近代上、一九八六年、三九四ページ)。帰藩中能村騒動に遭遇し、沈静の説得に当たつた以後の無役地処分との係わりについては、注(8)参照。

- (13) 二宮新吉は、天保三(一八三二)年、保内町の造り酒屋に生まれた一八歳の時豊後日田の広瀬淡窓に入門。伊達宗城の江戸入りに随行して昌平饗に入った。幕末の尊皇攘夷運動に走つたあと、維新後は郷里で悠々自適の生活を送つていた(高須賀、前掲「自由民権運動の展開」三九四ページ)。

- (14) 「役地事件一夜説」(前掲『市村敏磨翁の面影』五三ページ)。

- (15) 「役地事件一夜説」は、前掲『市村敏磨翁の面影』に「一名訴訟失敗鶏肋談」として掲載されている。筆者は、市村敏磨の長子田中操(医師、西宇和郡磯津村田中石蔵の養子となる)である。無役地事件の発端から経過を述べているが、東宇和郡中川村大字清沢事件の判決前(明治二五年段階)で止まっている。内容的には、内輪話はじめ噂や風聞程度のものも含むが、今日その真偽を確認するのは困難を極める。ただ、裁判の年月日や訴訟関係者の氏名等、裁判記録と照らし合わせてみても、決して破綻をきたしていない。かなり信憑性に富む記録であると言えるのではないか。

- (16) 「役地事件一夜説」(前掲『市村敏磨翁の面影』四九ページ)。

- (17) 「役地事件一夜説」(前掲『市村敏磨翁の面影』四九ページ)。

- (18) 「役地事件一夜説」(前掲『市村敏磨翁の面影』五〇ページ)。

- (19) 「役地事件一夜説」によれば、児島惟謙は「元と宇和島藩六戸因幡の臣下たりし金子忠兵衛の二男にして幼名五郎兵衛と称し僅に擊剣道具を作るを以て生活とし頗る生計に艱めり、然して同藩旧里正中最も富豪の聞へある野村緒方与治兵衛、下灘浦赤松忠兵衛、日土村兵頭喜平、日向谷村井谷与十郎、黒井地村太宰喜右衛門等の如きは皆氏の伯父なり、然して氏は上文の如く素と

貧生なりければ是等数氏の助力によりて一新の機運に乘じ身を立てたること故、其報恩の爲め殊に恩遇優待すると専ら世に噂する所なり……」(前掲『市村敏麿翁の面影』五〇～五一ページ)、と記されている。

(20) 『莊屋無役地事件』(愛媛県立図書館蔵) は、このとき愛媛県が編集した冊子と思われる。

(21) 大井憲太郎(一八四三～一九二二)は、大学南校でフランス法を学んだ。明治七年の民選議院論争において急進派の雄として加藤弘之と渡り合った経歴を有する。一八(一八八五)年大阪事件により投獄されたが、二二(一八八九)年大赦により出獄。自由民権運動史上に錚々たる経歴の代言人・弁護士である。評伝に、平野義太郎『馬城大井憲太郎伝』一九三八年(復刻版一九六八年、風媒社)がある。

(22) なぜそのように推測されるのかと言え、『莊屋無役地事件』に収録された「訴願書」中に、「町村制第一百四・五条ノ規定ニ依り、東宇和郡笠置村大字岩木区村長訴訟ヲ提出シ、明治三十六年松山裁判所広島控訴院判文中、弘化年度中庄屋給田庄屋家督地ニ編入セラレタル事ハ、当事者間争ナキ所云々トアリ、又東京大審判文中……右行政訴願法第七条ニ基キ此段委任候也」の文がある(近代史文庫編、前掲『愛媛近代史料―無役地事件』二七二ページ)ので、大審院判決後行政訴訟が提起されたと推測されているのである。しかし、『行政裁判所判決録』には、同事件の判決は見当たらなかった。

(23) 図書館蔵史料として、松山商科大学図書館・宇和町立図書館蔵史料が、また個人蔵史料として、北宇和郡広見町大字小松赤松氏蔵史料が収録されている。

(24) 民事判決原本が廃棄の危機を乗り越え保存された経緯については、青山善充「民事判決原本の永久保存―廃棄からの蘇生」(林屋礼二・石井紫郎・青山善充編『明治前期の法と裁判』信山社、二〇〇三年)、紺谷浩司「民事判決原本の一時保管と文書の保存について」(『自己・世界・歴史と科学』一九九八年)などを参照のこと。また裁判所には、判決原本以外にさまざまな記録・帳簿類が残っているが、これも廃棄の危機にある。この点について、紺谷浩司「民事事件などの保存について」(『ジュリスト』一一二八号、一九九八年)を参照。

(25) 国際日本文化研究センターのホームページから公開されている。http://www.nichibun.ac.jp/graphicversion/dbase/minji_1.html
なお同データベースの利用にあたっては、利用許可を受けなければならない。

(26) なお東宇和郡笠置村大字岩木事件本事件の控訴審判決（明治三十六年三月七日）においては、農民側が勝訴していることが判明した。これは、無役地事件は農民側全敗というこれまでの常識を覆すもので、驚きの発見であった。しかしこれは欠席判決（被告側が欠席）であった。被告側が出席して審理が改めて開始され、一月後改めて言い渡された判決（明治三十六年四月二日）は、やはり原告側敗訴であった。

(27) 小野武夫「宇和島庄屋と無役地問題」（小野『日本村落史考』徳高書房、一九四八年）。

(28) これを「十段の割」と称している。

(29) 「弑野截」について秋田通子は次のように記している。「いちのきり 宇和島藩の租税台帳。貞享元年（二六八四）藩士井関又右衛門盛英編。全一六巻。語義は村勢などを一村単位に集約したという意味である。その内容は、城下・御莊・津島・河原淵・広見・山奥・野村・宇和・矢野保内・浦方・聞書である。（中略）各検地の村高・田畑・年貢、四色小物成・九色小役など雑税の賦課基準、山役銀・青引・青草、延宝元年（一六七三）の定免高・本百姓一人前の耕地・貢租、庄屋無役地・庄屋給田・三升米豆・夫役、百姓階層、引地、本茶・楮・堀銀・鉄砲銀・山役銀等の数量が詳述されている。」（愛媛県百科大事典』上、愛媛新聞社、一九八五年）六四ページ。

「不鳴条」について橋本増洋は次のように記している。「ふめいのじょう 宇和島藩の藩法集。仁・義・礼・智・信の全五巻から成る。宇和島藩郡奉行所の記録に大谷清陳が加注。『仁巻』は天慶四（九四一）年の領主交代ほか、寛保三（一七四三）年の鬮持制廃止について詳細に記す。（中略）題名の『不鳴条』は、『塩鉄論』の『周公時風不鳴条』による。小野武夫編『日本農民史料聚粹』に収録。」（愛媛県百科大事典』下、愛媛新聞社、一九八五年）四〇八ページ。

(30) 「被告ノ七父門脇左馬治ハ元栗木村ノ者ニシテ、長谷村ノ庄屋役ヲ命セラレ、前任二宮庄治ノ跡ヲ継襲シタルニ由リ、引渡シヲ請タル地所ニシテ、祖先ヨリ継統セシニ非スハ勿論、庄屋役地ハ売買ヲ許サ、ル定規ナレハ之ヲ購買セシニ非ス、乃チ役義ノ為メ引継キタル家督地ナル事ノ一目瞭然疑フ可キナシ」（東宇和郡長谷村事件松山始審裁判所宇和島支庁判決における原告代人陳述の要旨」と述べている。

(31) 東宇和郡長谷村事件大阪控訴院判決における控訴代理人陳述の要旨から。

- (32) たとえば、明治二五年六月三〇日「地所所有権争論一件」（これは、北宇和郡下波浦の組頭役地をめぐる訴訟であった）大審院判決では、「本件ハ地所々有権ヲ争フノ詞訟ナレハ論地所有ノ確証ハ原被執レニ在ルヤ其土地ニ関スル義務ハ執レカ之ヲ負担セシヤノ両点ヲ精密ニ審理スルノ必要ナルヤハ無論ナリトス」と述べている。なお本件の担当裁判官は、坂本政均・巖谷龍一・中沢重業であった。
- (33) 裁判で争われたその他の論点としては、庄屋職は世襲であったか否か、また、諸帳簿（鬮割帳・下ヶ札帳など）における記載が、一般所持地と庄屋無役地で記載を異にしたか、などである。
- (34) 三好昌文・「無役地事件」研究グループ・近代史文庫宇和島研究会「明治維新时期における階級闘争（その2）―土地所有をめぐる農民闘争（愛媛県宇和四郡の「無役地事件」）―」（『愛媛資本主義社会史』第二卷、一九七二年、近代史文庫）五〇六―五〇七ページ。
- (35) 高須賀康生「自由民権運動の展開」（『愛媛県史』近代上、一九八六年、四〇―一ページ）。
- (36) 青野春水『日本近世割地制史の研究』（雄山閣、一九八二年）三二六ページ。
- (37) 青野、前掲書、三一六―三二七ページ。
- (38) 「わたくしは秩父事件が自由民権運動の最後にして最高の形態であり、これがわがふるさとの事件であったことを誇りと思っている」（井上幸治『秩父事件』中公新書、一九六八年）iiiページ。
- (39) 色川大吉『困民党と自由党』揺籃社、一九七四年、一三六ページ。
- (40) 色川、前掲書、一五二ページ。
- (41) 稲田雅洋『日本近代社会成り立ちの民衆運動』筑摩書房、一九九〇年、三三三ページ。
- (42) 稲田、前掲書、二四九ページ。
- (43) 鶴巻孝雄『近代化と伝統的民衆世界』東京大学出版会、一九九二年、二六九ページ。
- (44) 法制史学会第一五回総会（一九六三年）において、「土地所有をめぐる諸問題―権力と土地所有―」を共通課題にシンポジウムがもたれた。石井紫郎報告「幕藩領主権力と『封建的土地所有』概念」をめぐる、安良城盛昭が激しい批判を展開するなど、

法制史学と経済史の方法論の相違が浮き彫りとなった。この模様については、『法制史研究』第一四号（一九六四年）に掲載されている。

- (45) 石井紫郎『日本国制史研究Ⅰ—権力と土地所有』東京大学出版会、一九六六年など。
- (46) 渡辺洋三「土地制度」(潮見俊隆他『日本の農村』岩波書店、一九五七年)二九〇～二九二ページ。
- (47) 土地法史研究の現状については、矢野達雄「土地法史」(石川一三夫・中尾敏充・矢野達雄編『日本近代法制史研究の現状と課題』弘文堂、二〇〇五年)を参照されたい。
- (48) 渡辺尚志『百姓の力—江戸時代から見える日本』柏書房、二〇〇八年。
- (49) 渡辺尚志、前掲書、七〇ページ。
- (50) 渡辺尚志、前掲書、七五～七七ページ。
- (51) 青野春水『大名と領民』教育社、一九八三年、二二五ページ。
- (52) 「確認説」と「創設説」の対立があることは、つとに福島正夫によって指摘されていた。当時の判決がどちらの立場をとっていたかについては、小柳春一郎「土地所有権創設期」(稲本洋之助・小柳春一郎・周藤利共著『日本の土地法—歴史と現状』成文堂、二〇〇四年)と橋本誠一「地租改正と土地所有権」(牛尾洋也・居石正和・橋本誠一・三阪佳弘・矢野達雄共著『近代日本における社会変動と法』晃洋書房、二〇〇六年所収)の間に見解の対立がある。

〔付記〕 本稿は、二〇〇八年八月九日近代史文庫夏季研究大会で行った報告をもとに加筆修正したものである。なお本稿作成には、国際日本文化研究センター「民事判決原本データベース」を利用した。

無役地事件一覽表

番号	係争地の所在 (当時)	当事者		裁判所	判決年月日	判決結果(勝敗)		備考(典拠)
		原告	被告			村民側	旧庄屋側	
I-1	東宇和郡東多田村	市村敏盛	岩村高俊	大坂上等裁判所	明治10. 1. 1	●原告	—	民事判決「ターターバー」
II-1	西宇和郡宮内村	二宮新吉	岩村高俊	大坂上等裁判所	明治11. 1. 31	●原告	—	民事判決「ターターバー」
II-2	〃	〃	〃	〃	明治12. 7. 1	●原告	—	民事判決「ターターバー」
III-1	宇和郡舌間浦	市村敏盛・二宮新吉	岩村高俊	大坂上等裁判所	明治12. 7. 12	●原告	—	民事判決「ターターバー」
IV-1	北宇和郡保田村	萩森安治	岩村高俊	大坂上等裁判所	明治12. 7. 12	●原告	—	民事判決「ターターバー」
IV-1	〃	入江徳三郎他79名	赤松忠二郎	宇和島始審裁判所	明治15. 12. 25	●原告	○被告	『庄屋無役地事件』
IV-2	〃	入江徳三郎他79名	赤松忠二郎	大阪控訴裁判所	明治16. 11. 29	●原告	○被告	民事判決「ターターバー」
IV-3	〃	入江徳三郎他79名	赤松忠二郎	大審院	明治17. 7. 22	●原告	○被告	大審院民事裁判例集
V-1	北宇和郡清水村	高田宇佐治他53名	玉井安藏	宇和島始審裁判所	明治15. 12. 25	●原告	○被告	『庄屋無役地事件』
V-2	〃	高田宇佐治他53名	玉井安藏	大阪控訴裁判所	明治16. 11. 29	●原告	○被告	大審院民事裁判例集
V-3	〃	高田宇佐治他53名	玉井安藏	大審院	明治17. 7. 22	●原告	○被告	『庄屋無役地事件』
VI-1	東宇和郡子林村	浜口薩太郎他129名	大野常一郎	宇和島始審裁判所	明治15. 12. 25	●原告	○被告	『庄屋無役地事件』
VI-2	〃	浜口薩太郎他129名	大野常一郎	大阪控訴裁判所	明治16. 11. 29	●原告	○被告	大審院民事裁判例集
VI-3	〃	浜口薩太郎他129名	大野常一郎	大審院	明治17. 7. 22	●原告	○被告	大審院民事裁判例集
VII-1	東宇和郡長谷村	萩尾忠七他23名	門脇盛豊	松山始審裁判所和島支庁	明治19. 3. 22	●原告	○被告	明治25年地理雑書
VII-2	〃	萩尾忠七他23名	門脇盛豊	行政裁判所	明治19. 12. 15	●原告	○被告	明治25年地理雑書
VII-3	〃	萩尾忠七他15名	勝間田稔	行政裁判所	明治25. 3. 7	●原告	—	明治25年地理雑書
VIII-1	東宇和郡中川村清沢	宇都宮伊八	辻隆市	松山始審裁判所和島支庁	不明	●原告	○被告	『判決文未発見』
VIII-2	〃	宇都宮伊八	辻隆市	大阪控訴院	明治25. 6. 14	●原告	○被告	『市村敏盛翁の面影』
IX-1	西宇和郡伊方浦山田	不明	不明	松山始審裁判所和島支庁	明治24. 12. 1	●原告	○被告	『日本村落史考』
X-1	北宇和郡明治村	不明	不明	松山地方裁判所和島支庁	明治30. 3. 1	●原告	○被告	『日本村落史考』
X-2	〃	今泉初三郎他80名	吉良義路他1名	広島控訴院	明治30. 6. 3	●原告	○被告	広島控訴院判決原本
XI-1	東宇和郡笠置村岩木	宇都宮政助	牧野弁二	松山地方裁判所	明治35. 5. 6	●原告	○被告	(判決文未発見)
XI-2-1	〃	宇都宮政助	牧野弁二	広島控訴院	明治36. 3. 7	●控訴人	●被控訴人	広島控訴院判決原本
XI-2-2	〃	宇都宮政助	牧野弁二	広島控訴院	明治36. 4. 21	●控訴人	○被控訴人	広島控訴院判決原本